

令和3年度 内部統制評価報告書

静岡県知事 川勝平太 は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

静岡県知事 川勝平太 は、静岡県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月29日付け総行第111号総務省自治行政局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「静岡県の内部統制に関する方針」（令和2年3月30日）を策定し、当該方針に基づき財務及び情報の管理に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

静岡県においては、令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、ガイドライン「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務及び情報の管理に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり評価作業を実施した限り、財務に関する事務については、運用上の重大な不備1件を把握したため、評価対象の期間において内部統制は有効に運用されていないと判断しました。なお、情報の管理に関する事務については、重大な不備が見受けられなかったことから、評価対象期間中において内部統制は概ね有効に機能していると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

経営管理部において、令和元年度及び令和2年度に課税すべき個人事業税の一部である29件2,741千円が課税されていないという運用上の重大な不備を把握しました。当該不備が生じた原因としましては、担当職員の事務放置等の不適正な事務処理及び複数名による進行管理が十分でなかったことが原因とされます。把握後、速やかに課税の手続きを行い、納税義務者から納付がされるなど、評価対象期間中に適切な状況を回復しております。また、再発防止の徹底として、課税漏れの要因等の精査、担当以外による複数での確認の徹底、チェックリストによる審査漏れの防止、進捗管理の徹底等に取り組んでいます。

上記の件は、静岡県の財務に関する事務に対する信用の低下を招いたものと考えております。

今後、こうした不備の再発を防ぐため、関係所属への情報共有を行い、改めて関連事務の取扱いについて周知徹底するとともに、対応マニュアルの改正を行いチェック体制の強化を図ります。

令和4年8月1日

静岡県知事 川勝 平太

1 令和3年度内部統制の概要

(1) 概要

本県では、「静岡県内部統制に関する方針」及び「静岡県内部統制実施要領」を策定し、①県民の県行政に対する信頼の確保 及び ②行政サービスの品質の確保を目的に、財務に関する事務及び情報の管理に関する事務を対象に、内部統制を実施する体制を整備しました。また、その実施に当たっては、これまで本県が独自に取り組んできた会計等の事務指導検査やコンプライアンスに関する取組を活用した仕組みを構築しました。

業務レベルの内部統制として、412 所属において、対応すべきリスクを抽出し、これらに対し、各所属が対応策を検討し、事務の誤りの防止に取り組みました。その取組結果について、各所属が年度中期（～10 月）及び年度末（～3 月）に自己評価を行うとともに、評価部局である経営管理部行政経営課が、各所属における評価結果に基づき全庁的な内部統制の評価を行いました。

(2) 対象とするリスク

地方自治法第 150 条に定める「財務に関する事務」27 項目のほか、必要に応じて長が認める事務として、「情報の管理に関する事務」2 項目を対象としました。（全 29 項目）

（内部統制の対象事務の概要）

対象事務		取り組むリスクの例	リスク数	
法定 事務	財務に関する 事務	会計事務	不適正経理、未払い、支払遅延防止法違反、官製談合 など	19
		物品	不適切な備品の処分 など	3
		公有財産	登記の不適切な管理 など	3
		その他	公金横領、手当不正受給	2
任意 事務	情報の管理に関する事務	業務情報や個人情報の漏洩	2	
計			29	

(3) 評価対象期間及び評価基準日

評価対象期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
評価基準日	令和4年3月31日

(4) 評価の対象とする組織の範囲

対象事務	知事部局	教育委員会		公安委員会			各種委員会		企業局	がん 七局	
財務事務のうち予算の執行に関する事務 (自治法第180条の2)	○	本庁	○ 補助執行	本庁	県費	○ 補助執行	○ 補助執行	○	○	○	
					国費	× 国庫支弁金					
		出先	× 委任	出先	県費	× 委任					
					国費	× 国庫支弁金					
財務事務のうち予算の執行以外の事務	○	うち 公有財産	○	県有財産	○ 補助執行	議会事務局 (補助執行)	○	○	○	○	
				国有財産	×	その他	なし				
		うち 物品	○	○	県有物品	○ 補助執行	○ 補助執行	○	○	○	○
					国有物品	×					
その他	○	×		×		○	○	○	○		
その他の事務	○	×		×		○	○	○	×		

※ 破線で囲んだ部分は、県知事による内部統制の対象外(教委は、取得・管理に係る財産事務は対象)だが、管理者の求めに応じ評価を行う

2 内部統制の推進体制

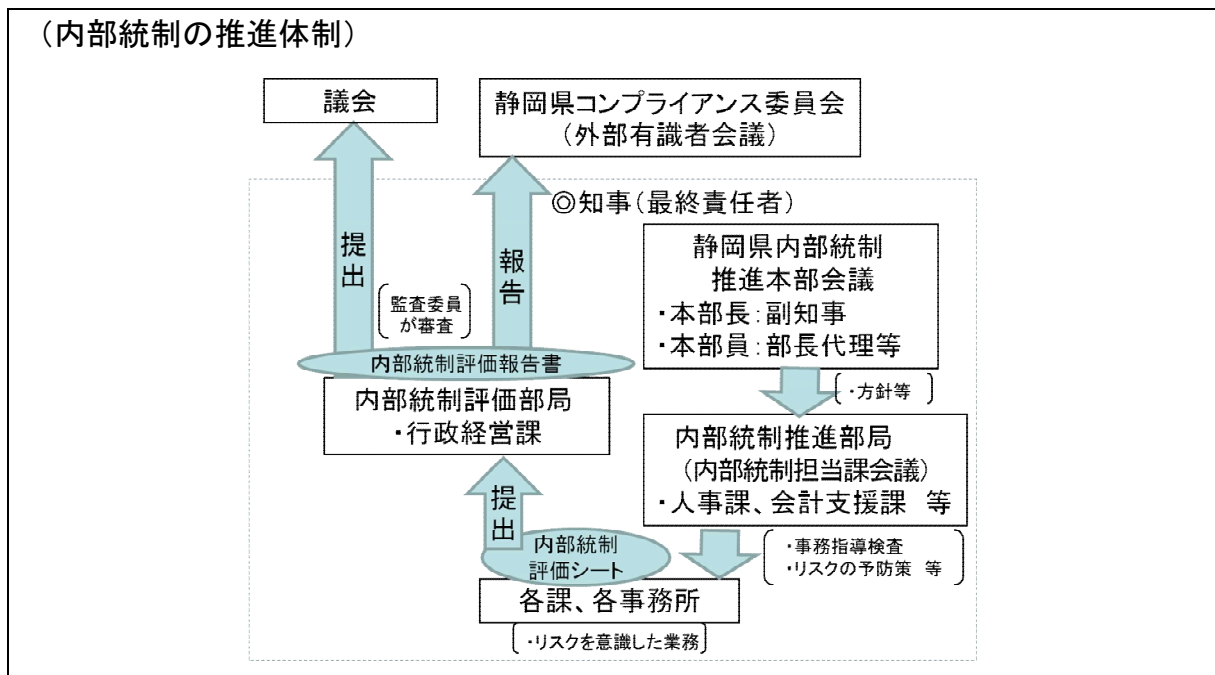
(1) 基本方針、関連規程等

- ・ 静岡県の内部統制に関する方針（令和2年3月30日）
- ・ 静岡県内部統制実施要領（最終改正：令和4年4月1日）

(2) 推進体制

静岡県内部統制実施要領に基づき、副知事を本部長とする内部統制推進本部並びに各部局及び各所属における内部統制責任者を設置しました。

なお、内部統制の推進部局は内部統制に係る11課、評価部局は経営管理部行政経営局行政経営課と位置づけました。



3 内部統制の取組

(1) 全庁における内部統制の取組

ア 会議、説明会の開催

- ・ 内部統制推進本部会議（2回：7/2、3/25）
- ・ 内部統制担当課会議（2回：6/10、12/9）
- ・ 総務課長会議（3回：4/12、9/15、2/18）
- ・ 総務担当者説明会（1回：9/22）

イ 通知の発出

- ・ リスク抽出作業依頼（4/12）
- ・ 自己評価（上半期）作業依頼（9/15）
- ・ 自己評価（下半期）作業依頼（2/18）

ウ 内部統制ポータルデータベースの運用

- ・ SDO「内部統制ポータル」データベースの運用

エ 制度の周知に関する取組

- ・ SDO上に関係資料を掲載（4月～）
- ・ リスク抽出（～7月）、自己評価（～10月、～3月）の実施期限に合わせた全庁掲示版における周知

(2) 各所属における取組（業務レベルの内部統制）

ア リスク抽出（洗い出し）（～5月末）

各所属において、所属内部統制責任者が中心となり、所属内の事務を踏まえ、コンプライアンスミーティング等を活用し、対応すべきリスクとその対応策を確認しました

イ 自己評価（年度中期～10月、年度末～3月）

各所属において、所属内部統制責任者を中心にリスク抽出（洗い出し）時に確認したリスクへの対応策の実施結果について、年度中期及び年度末の2回、自己評価を行いました。

ウ SDO内部統制ポータルDBへの入力

ア、イの実施結果については、SDO上の内部統制ポータルDBへの入力を行いました。

4 評価

(1) 内部統制の整備に関する評価

ア 評価

- 評価基準日において、重大な不備が生じる蓋然性は低い。
 評価基準日において、是正されない項目があり、重大な不備が生じる蓋然性が高い状態であった。

イ 評価根拠

評価基準日時点の状況について、総務省ガイドラインによる評価項目を用いて、全庁的な内部統制の整備状況について確認したところ、いずれの項目についても不備は確認されず、重大な不備が生じる蓋然性が低いと判断できます。

基本的要素	適合項目数	評価
統制環境	7項目／全7項目	いずれの項目についても不備は確認されなかった
リスクの評価と対応	6項目／全6項目	
統制活動	4項目／全4項目	
情報と伝達	5項目／全5項目	
モニタリング	2項目／全2項目	
ICTへの対応	4項目／全4項目	

※ 総務省ガイドラインによる28項目の評価結果

(2) 内部統制の運用に関する評価

ア 評価

- 重大な不備が生じなかった。
 重大な不備が実際に生じた。(1件)

イ 報告された不備

各所属から報告された不備に関する情報について、評価部局である経営管理部行政経営課で精査した結果、評価期間中の内部統制の対象となる不備が62件確認され、このうち会計事務の1件が重大な不備に該当すると判断しました。

(参考：内部統制の対象となる不備の内訳) ()内は前年比増減

対象事務		リスク数	R3件数	備考
財務に関する事務	会計事務	19	51 (+11)	調定誤り 16 (+2) 支払遅延 14 (+7) 等
	物品	3	1 (-)	公物紛失 1 (+1) 金券類の紛失 0 (▲1)
	公有財産	3	- (-)	
	その他	2	- (-)	
情報の管理に関する事務		2	10 (+4)	業務情報漏洩 2 (+1)、個人情報漏洩 8 (+3)
計		29	62 (+15)	
うち重大な不備			1 (▲1)	調定漏れ 1 (-)、その他法令違反 0 (▲1)

※「不備」とは、29項目のリスクについて、実際に事務誤りや不適切処理が生じたものです。総務省ガイドラインに基づき、これらの不備の内、「県及び県民に対し大きな経済的又は社会的な不利益を実際に生じさせたもの又は生じさせる可能性が高いもの」を「重大な不備」としています。

ウ 重大な不備に該当する事案

(ア) 個人事業税の課税漏れ

部 局	発生時期	是正時期
経営管理部	令和元年度～令和3年6月	令和4年3月
<p>【不備内容】</p> <p>1 件 名 個人事業税の課税漏れ</p> <p>2 内 容</p> <p>30件の事務放置等の不適正な事務を行った結果、令和元年度及び令和2年度に課税すべき個人事業税の一部が、令和3年6月に把握するまで課税されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税件数 29件（30件のうち1件は審査の結果非課税） ・ 課税金額 総額 2,741千円 <p>(主な原因)</p> <p>担当職員の事務放置等の不適正な事務処理、複数名による進行管理の不十分</p>		
<p>【措置の内容】 <input checked="" type="checkbox"/> 評価基準日までに是正済 <input type="checkbox"/> 評価基準日において是正対応中 (課税漏れの是正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年3月までに課税手続を行い、納税義務者から全額納付された。 <p>(再発防止の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 該当所属 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業税の課税処理を一覧表に整理し、課税漏れの要因等を精査 ・ 担当以外の確認により申告書類の印刷漏れを防止 ・ チェックリストを作成し、印刷した申告書類との照合により審査漏れを防止、また、調査中・終了等審査状況の進捗管理を実施 ○ 本庁所管課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全財務事務所に対して文書により再発防止を通知し、改めて管理監督者による進行管理を指示 ・ 各事務取扱所属における課税処理の実態を調査し、各事務取扱所属に情報を共有 ・ 事務処理要領や事務指導調査について必要な見直しを実施 		

5 結 論

財務に関する事務については、運用上の重大な不備1件を把握したため、評価対象の期間において内部統制は有効に運用されていないと判断しました。なお、情報の管理に関する事務については、重大な不備が見受けられなかったことから、評価対象期間中において内部統制は概ね有効に機能していると判断しました。

6 その他

上記の重大な不備については、把握後、速やかに課税の手続きを行い、納税義務者から納付がされるなど、評価対象期間中に適切な状況を回復しております。また、再発防止の徹底として、個人事業税の課税処理を一覧表に整理し課税漏れの要因等を精査、担当以外の確認により申告書類の印刷漏れを防止、チェックリストによる審査漏れの防止、調査中・終了等審査状況の進捗管理の徹底等に取り組んでいます。

上記の重大な不備は、静岡県財務に関する事務に対する信用の低下を招いたものと考えております。

今後、こうした不備の再発を防ぐため、関係所属への情報共有を行い、改めて関連事務の取扱いについて周知徹底するとともに、対応マニュアルの改正を行いチェック体制の強化を図ります。

また、制度開始後2年を経過し、総務省が本年4月からガイドライン等の見直しの検討を開始していることなどを踏まえ、必要に応じ制度の見直し等を検討してまいります。

(参考) 評価対象期間外の不備について

内部統制の評価は、評価基準日までの各所属の自己点検や会計等事務指導検査の結果等に基づき行います。これらの自己点検等を継続的に実施しているため、制度運用上、評価基準日以降に不備が確認されることがあります。

本報告書の作成に当たり、評価対象期間外である令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の内部統制の対象となる不備を確認したところ、新たに26件の不備が確認されました。いずれの不備も既に是正済であり、重大な不備に該当しないことを確認しております。

これらの不備についても、令和3年度の不備と同様、関係所属への情報共有等を行い、内部統制の適切な運用に努めてまいります。